

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	援護年金等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚生労働大臣は、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金、遺族一時金及び弔慰金(以下「援護年金等」という。)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報を適切に管理し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他関係法令等を遵守し、システム上の整備をはじめ必要な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

厚生労働大臣

公表日

平成27年9月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	援護年金等に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省は、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)に基づく各種年金等請求の受付、審査、裁定、裁定報告及び受給者管理等の事務を行う。 これらの一連の業務には、援護システム(主に援護年金サブシステム。弔慰金支給の事務については、援護国債サブシステム。)が利用されている。
③システムの名称	援護システム
2. 特定個人情報ファイル名	
援護年金等受給者データファイル、弔慰金等データファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一の第20の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第19条 ○住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供)、別表第一の78の項 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)、別表第二の5の30 第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)、別表第三の7の14 第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)、別表第四の4の30 第30条の15(本人確認情報の利用)、別表第五の10の4
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	厚生労働省社会・援護局援護・業務課
②所属長	援護・業務課長 七條 浩二
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	厚生労働省 大臣官房総務課情報公開文書室 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 03-5253-1111(内線7126)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	厚生労働省 社会・援護局援護・業務課審査室 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 03-5253-1111(内線3445)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

